

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成23年11月2日
秋田県人事委員会

◎ 勧告のポイント

**月例給は3年連続の引下げ、ボーナスは6年ぶりの引上げ
～年収は、中高齢層で減額、子育て世代を中心とした
若年層で改善。全体では、ほぼ横ばい(年3千円の増)～**

- ①月例給 中高齢層の給料月額を引下げ改定（改定率△0.26%）
50歳台を中心に40歳台前半まで最大0.5%の給料表等の引下げ改定
- ②ボーナス 期末・勤勉手当を引上げ改定（年間3.90月→3.95月 +0.05月）
※ 国は、現行の3.95月で据え置き

1 給与

(1) 改定の考え方

地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡の確保、民間給与水準との整合性の確保等を考慮することを基本とし、地域の民間給与の実情を職員の給与水準に適切に反映する必要があるとの認識に立ち、判断した。

(2) 改定の内容

① 給料表等

本年4月時点における職員の月例給が県内民間給与を上回っていることから、人事院勧告に準じて給料表等の改定を実施することにより、職員の月例給を引き下げて、この較差を解消することとする（改定率△0.26%）。

・給料表等の改定

中高齢層に限定して最大0.5%の給料表の引下げ改定を行う（給料表改定率△0.2%）。ただし、医師に適用される医療職給料表(1)等については、引下げ改定を行わない。

また、給料表水準の引下げにあわせて、平成18年に行った給与構造の見直し（給料表水準の引下げ）に伴う経過措置額についても、引下げ改定を行う。

② 期末手当・勤勉手当

県内民間の特別給の年間支給割合に見合うよう、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げて、3.95月とする。

【改定後の支給月数】

	一般職員		6月期	12月期
	23年度	期末手当 2.60月 (+0.05月)	1.200月	1.400月 (+0.05月)
	勤勉手当 1.35月	0.675月	0.675月	
	計 3.95月 (現行3.90月)	1.875月	2.075月	
24年度以降	一般職員		6月期	12月期
	期末手当 2.60月 (+0.05月)	1.225月 (+0.025月)	1.375月 (+0.025月)	
	勤勉手当 1.35月	0.675月	0.675月	
	計 3.95月 (現行3.90月)	1.900月	2.050月	

(3) 実施時期等

(2)の①の改定は給与水準を引き下げる内容であることから、遡及することなく、この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施する。ただし、年間給与で民間と均衡を図る観点から、4月から実施日の前日までの期間に係る較差相当分を、12月に支給する期末手当で調整する。

(2)の②の改定は、平成23年12月1日から実施する。

(4) 給与に関するその他の課題

職員の業務の実態や国及び他の都道府県の支給状況等の調査を行い、社会情勢の変化や技術の進歩等に伴って諸手当等の支給水準を改定する必要があるものについて、見直しを行う。

2 給与制度の見直し

本年の人事院勧告では、平成18年度から実施した給与構造の見直しに伴う経過措置を、平成25年4月に廃止することとしたところであるが、政府においては本年の人事院勧告の実施が見送られ、また、他の都道府県との均衡も考慮する必要があることから、当面は国等の動向を注視しながら検討を加え、今後、適時に当該経過措置の廃止について判断する。

3 勤務環境の整備

(1) 時間外勤務等の縮減等

職員の心身の健康保持やワーク・ライフ・バランス、労働意欲や活力の維持等の観点から、任命権者及び管理職員は、引き続き、時間外勤務等の縮減や年次休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組む必要がある。

(2) 心の健康づくりの推進

心の疾病による病気休職者は減少していないことから、任命権者は、引き続き、職員の心の健康づくり対策を推進していく必要がある。

(3) 両立支援の推進

男性職員の育児休業取得者は依然として非常に少ないことから、任命権者は、引き続き、制度の内容の周知に努め、職員全体の意識啓発を図って、男性職員が育児に取り組みやすい職場環境づくりを推進する必要がある。また、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、所要の給与上の措置を講ずる必要がある。

4 高齢期の雇用問題

職員の高齢期の雇用問題は喫緊の課題であることから、人事院の定年の引上げのための「意見の申出」や国、他の都道府県等の対応、さらには民間の雇用確保の状況等に十分留意しながら、各任命権者等が連携し、遅滞なく、所要の検討を進める必要がある。

(資料)

民間給与と職員給与との比較

(1) 月例給

民間給与 A	職員給与 B	公民較差 (A - B)
389,137円	390,167円	<u>△1,030円 (△0.26%)</u>

(2) 特別給

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数	差
3.96月	3.90月	0.06月

(参考)

職員の年収 (平均年間給与) (行政職)

	勧告前	勧告後	増減額
平均	6,103,531円	6,106,628円	3,097円
35歳(主任)	5,040,000円	5,056,000円	16,000円
50歳(主幹)	7,506,000円	7,499,000円	△7,000円